

令和8(2026)年度 科研費 研究活動スタート支援 の公募について

概要

- 研究活動スタート支援の公募 学内締切 **令和8(2026)年4月13日(月)**
- 新たに研究者となった方、産休等により2025年度公募の科研費に応募できなかった方が対象
- 応募にはe-Radへの登録、研究倫理のeラーニングの受講が必要

<本学の「科研費」ホームページ(学内専用)>

https://www.yokohama-cu.ac.jp/res_pro/res_exps/kakenhi_koubo_startup.html

1 申請手続の流れ

STEP 1 e-Rad 登録	本学にて e-Rad に登録されていない場合は、各キャンパスの担当まで登録申請書を提出 e-Rad への登録時期により、科研費電子申請システムでの入力開始時期が異なります。 https://www.yokohama-cu.ac.jp/res_pro/res_exps/kakenhi_meibo.html
STEP 2 公募要領等 DL	日本学術振興会のホームページで公募要領と応募内容ファイルをダウンロード https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_startup_support/download.html
STEP 3 該当者のみ 提出	該当者のみ 学内締切: 4月6日(月)「研究活動スタート支援の応募資格に係る経緯説明書」 ※「産休等で2025年度公募の科研費に応募できなかった場合」、「留学等で科研費の応募資格を失っていたにもかかわらず、更新が漏れていた場合」など、2025年9月17日(科研費応募締切)時点、e-Rad上で科研費の応募資格「有」として登録されていた場合のみ提出 https://www.yokohama-cu.ac.jp/res_pro/res_exps/kakenhi_koubo_startup.html
STEP 4 応募書類提出	学内締切: 4月13日(月) 科研費電子申請システムにて提出(IDとパスワードは、e-Radと共通) http://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/index.html ※提出後、事務確認で不備等のある場合は差戻します。添削支援内容と事務チェック内容の両方を反映させた最終版を再度アップロードして下さい。
STEP 5 本締切	機関承認日: 5月7日(木)正午 JSPS本締切(機関承認を経て申請到達完了している状態): 5月8日(金)16時30分(厳守) ※不備なく確実に応募を行うため、本締切の前日に機関承認を行います。 必ず5/7正午までに申請書最終版のアップロードを完了してください。
STEP 6 研究倫理 教育の受講	APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)を受講してください。採択後、交付申請前までに受講が必要です。大学ホームページに所属毎の受講申込方法を記載しています。 https://www.yokohama-cu.ac.jp/res_pro/outline/kenkyuhi_elearning.html

2 注意事項

- (1) 応募書類は、WEB入力項目(システムに直接入力する部分)と、応募内容ファイル(ワードで作成しシステムへアップロード)の2つで構成されます。
- (2) 2023年度より、審査員は電子申請システムから提出された研究計画調書(PDFファイル)の電子媒体を閲覧し審査を行うこととなったため、色を付した図や文字が使用された研究計画調書はそのまま審査に付されます。
- (3) 2024年度より、e-Radにおいて「研究インテグリティに係る誓約状況」を登録していない場合は応募できませんので、必ず事前に該当情報の登録状況を確認してください。

3 特任教員、博士研究員による応募上の注意

特任教員等は雇用されている科研費の業務と、自ら獲得した科研費の業務とでエフォートを管理でき、**事前に受け入れ教員の承諾を得られる場合は、応募が認められます。**

本学の対応方針

競争的研究費で雇用される特任教員等は、プロジェクト専従義務があるため、雇用財源の研究活動に100%従事が基本でしたが、下記の実施条件を全て満たしている希望者は、エフォートの20%を上限に自発的な研究活動の実施が可能となります。

《実施条件》

- ①自発的な研究活動を開始する年度の4月1日時点で40歳未満であること。
- ②特任教員等が自発的な研究活動の実施を希望していること。
- ③実施する自発的な研究活動が雇用財源のプロジェクトの推進に資するものであり、当該プロジェクトの推進にも支障がないこと。(受入教員の判断と研究推進委員会での承認が必要。)

なお、実施する自発的な研究活動が雇用財源のプロジェクトの推進に資さない場合については、従来どおりエフォートの10%を上限とします。

本学での運用方法や手続き詳細は下記をご参照ください。

https://www.yokohama-cu.ac.jp/res_pro/res_exps/parttime/jihatsuteki.html

事務手続きの担当・問い合わせ先

◆八景・鶴見・舞岡キャンパス

八景キャンパス 研究推進部 研究基盤課 研究費管理担当 (徳永・山本)

Tel: 787-2078・8923 E-mail: kaken@yokohama-cu.ac.jp

◆福浦キャンパス・附属病院

福浦キャンパス 研究推進部 研究基盤課 医学系研究費管理担当 (工藤・坂)

Tel: 787-2510 E-mail: fkenkyu@yokohama-cu.ac.jp

◆センター病院

センター病院 管理部 総務課 庶務担当 (牧野)

Tel: 253-5303 E-mail: ce_ken@yokohama-cu.ac.jp

科研費「研究活動スタート支援」の応募資格について

研究スタート活動支援の応募資格、科研費の応募資格、本学の応募資格の3点を満たすことが必要です。

1 「研究活動スタート支援」の応募資格

(1) 2025年9月18日以降に科研費の応募資格を得、かつ文部科学省および日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目(※)に応募していない者

例

i) 2025年9月18日以降に研究機関の研究者として初めて採用された者(例えば、大学の助教に新たに採用された者など)が考えられます。2025年9月17日以前に、研究機関において採用されていた者でも、その間に科研費の応募資格取得が認められていなかった場合には、応募できます。

ii) 民間企業や外国から研究機関に採用され、新たに応募資格を取得した方で、2025年度に公募された科研費に応募できなかった者などが考えられます。過去に応募資格のあった方が、2025年度の科研費公募期間の前に一度応募資格を喪失し、2025年9月18日以降に再び応募資格を満たした場合には応募できます。

例えば、以前研究機関の助手であった方が、その後外国の研究機関の研究者を経て、再び2025年9月18日以降に国内の研究機関の教授に採用された場合などが考えられます。

(2) 2025年度に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育(育児休業期間も含む)していたため、文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目(※)に応募していない者

この場合、科研費の公募期間中に当該休暇等を取得していたかどうかは問われません。

※2026年度科研費「特別推進研究」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」

2 科研費の応募資格

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。)であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助のみに従事している場合は除く。)

ウ 大学院生等の学生でないこと(ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者(例:大学教員や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する場合は除く。)

エ 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、2025年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

3 本学における対象者

職名	備考
①専任教員(教授、准教授、講師、助教、助手)、 ②特別契約教員、⑫PEインストラクター、⑬特別教員、⑭学長	
③指導診療医、④客員教員、⑤特任教員、⑥客員研究員、 ⑦JSPS 特別研究員※、⑧共同研究員、⑨博士研究員、 ⑩技術吏員、⑪一般・有期職員	受入担当教員(又は所属長)の承認が必要。

※特別研究員は、「研究活動スタート支援」に応募することはできません。